

Info  
1

調査にご協力をお願いします！

## 住宅・土地統計調査を実施します

住宅・土地の保有状況や居住する世帯の実態を明らかにし、住生活に関するさまざまな施策を考える基礎資料を得るため調査を実施します。調査の対象となる世帯には、調査員が調査票の配布に伺いますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ 企画政策課企画係 (☎35-0900)

### 調査概要

期間 9月上旬～10月下旬

対象 市内全域から無作為に抽出された1870世帯

### 内容

- ・現在住んでいる住居に関すること(居住室の数および広さ、敷地面積、建物の構造など)
- ・世帯に関すること(世帯構成、年間収入、通勤時間、入居時期など)
- ・現住居以外の住宅や土地に関すること(空き家の保有状況など)



調査の対象となる世帯には、9月下旬から調査員が調査票の配布に伺います。回答は、郵送や調査員への提出の他、インターネットからも可能です。ぜひご利用ください。(インターネットまたは郵送で回答する場合は、調査票の回収に伺いません。)  
調査の詳細は、市ホームページ(右記)をご覧ください。



Info  
2

正しく安全に乗りましょう

## 電動キックボードなどのルールが変更

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボードなどは、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されました。ルールを確認し、安全に利用しましょう。

問い合わせ 税務課管理徴収係 (☎35-0918)



※写真はイメージです。

### Q1 特定小型原動機付自転車ってなに？

最高速度 ▶ 20km/h 以下

定格出力 ▶ 0.6kW 以下

車体の大きさ ▶ 長さ 1.9m 以下  
幅 0.6m 以下

を満たす電動キックボードなど

※要件を満たさないものは、車両の形状などにかかわらず、特定小型原動機付自転車には該当しません。



交通事故の被害を軽減するため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

保安基準などの詳細は国土交通省ホームページ(右記)をご覧ください。



### Q2 運転できる人は？

16歳以上であれば、免許証が無くても乗ることができます。

### Q3 どこを走ることができるの？

- ・車道を通行しなければなりません。
- ・自転車道も通行することができます。

### Q4 利用するにはどうすればいいの？

公道を走行するに当たっては、

- ①車両が道路運送車両の保安基準に適合し、
- ②ナンバープレートを取り付け、
- ③自賠責保険(共済)に加入しなければなりません。

交通ルールの詳細は警察庁ホームページ(右記)をご覧ください。

